

○熊本市水の科学館条例施行規程〔上下水道局経営企画課〕

平成2年10月26日

水道局規程第7号

改正 平成4年6月22日水道局規程第10号

平成6年2月24日水道局規程第1号

平成11年3月29日水道局規程第18号

平成14年10月3日水道局規程第9号

平成17年9月30日水道局規程第12号

平成20年9月17日水道局規程第8号

平成21年4月1日上下水道局規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市水の科学館条例（平成2年条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条の規定により熊本市水の科学館（以下「科学館」という。）の研修ホール及び水の実験室（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、科学館使用許可申請書（様式第1号）を上下水道事業管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の14日前までに上下水道事業管理者に提出しなければならない。ただし、上下水道事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 上下水道事業管理者は、第1項の申請書を審査し、科学館のホール等の使用を許可するときは、科学館使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(平17水規程12・旧第4条繰上・一部改正、平21上下水規程4・一部改正)

(使用中止の届出及び使用許可の変更申請等)

第3条 科学館のホール等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取り止めるときは科学館使用中止届（様式第3号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは科学館使用許可変更申請書（様式第4号）を、

上下水道事業管理者に提出しなければならない。

2 前項の届及び申請書は、使用日の7日前までに上下水道事業管理者に提出しなければならない。ただし、上下水道事業管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 上下水道事業管理者は、使用者が条例第4条第2項の規定に該当すると認めるときは科学館使用許可取消（停止）通知書（様式第5号）を、第1項の規定による変更申請を適当と認めるときは科学館使用変更許可書（様式第6号）を、使用者に交付するものとする。

（平17水規程12・旧第5条繰上・一部改正、平21上下水規程4・一部改正）

（休館日）

第4条 科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、上下水道事業管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（当該月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで。

（平17水規程12・旧第6条繰上・一部改正、平20水規程8・平21上下水規程4・一部改正）

（開館時間）

第5条 科学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、上下水道事業管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（平17水規程12・旧第7条繰上・一部改正、平20水規程8・平21上下水規程4・一部改正）

（遵守事項）

第6条 科学館に入館する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火気の使用又は所定の場所以外での飲食若しくは喫煙をしないこと。

(2) 上下水道事業管理者が特に認めた場合を除き、科学館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(3) 使用許可を受けない室及び設備を使用しないこと。

- (4) ホール等を使用するときは、入場料又はこれに類するものを徴収しないこと。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼすと認められる物品を持ち込まないこと。
- (6) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

（平11水規程18・平14水規程9・一部改正、平17水規程12・旧第8条繰上・一部改正、平21上下水規程4・一部改正）

（き損滅失届）

第7条 使用者は、科学館の建物、設備若しくは資料をき損し、又は滅失させたときは、科学館建物等き損（滅失）届（様式第7号）を上下水道事業管理者に提出しなければならない。

（平17水規程12・旧第9条繰上・一部改正、平21上下水規程4・一部改正）

（指定申請書に添付する書類）

第8条 条例第9条第1項に規定する規程で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 納税証明書（市税並びに消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類

（平17水規程12・追加、平21上下水規程4・一部改正）

（協定に定める事項）

第9条 条例第12条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項

- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) リスク分担に関する事項
- (12) その他上下水道事業管理者が必要と認める事項

(平17水規程12・追加、平20水規程8・平21上下水規程4・一部改正)

(雑則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

(平17水規程12・追加、平21上下水規程4・一部改正)

附 則

この規程は、平成2年10月27日から施行する。

附 則 (平成4年6月22日水道局規程第10号)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月24日水道局規程第1号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日水道局規程第18号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月3日水道局規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日水道局規程第12号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月17日水道局規程第8号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日上下水道局規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

熊本市水の科学館使用許可申請書 年 月 日 熊本市上下水道事業管理者 様 住所(所在地) 氏名(団体名) (代表者名) 電話番号 熊本市水の科学館の施設を使用したいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しては、熊本市水の科学館条例及び同条例施行規程の規定を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従います。	
施設名	1 研修ホール 2 水の実験室
使用目的	
使用期間	年 月 日(曜) 時から 年 月 日(曜) 時まで 日間
予定人員	人
使用設備	照明・机・椅子・空調(冷房、暖房)・放送設備・ビデオ設備・その他()
駐車場の利用	1 利用する(車種 ; 台分) 2 利用しない

※ 該当事項に○印をつけてください。

様式第2号(第2条関係)

熊本市水の科学館使用許可書	
第 年 月 日 号	
様	
熊本市上下水道事業管理者 印	
次のとおり熊本市水の科学館の施設の使用を許可します。 なお、使用に際しては、熊本市水の科学館条例及び同条例施行規程の規定を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従ってください。	
施設名	1 研修ホール 2 水の実験室
使用目的	
使用期間	年 月 日(曜) 時から 年 月 日(曜) 時まで 日間
予定人員	人
使用設備	照明・机・椅子・空調(冷房、暖房)・放送設備・ビデオ設備・その他()
駐車場の利用	1 利用する(車種 ; 台分) 2 利用しない

様式第3号(第3条関係)

熊本市水の科学館使用中止届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 様

住所(所在地)
氏名(団体名)
(代表者名)
電話番号

年 月 日付け第 号で許可があった熊本市水の科学館の施設の使用については、次の理由により中止したいので申請します。

施設名	1 研修ホール 2 水の実験室
使用期間	年 月 日(曜) 時から 年 月 日(曜) 時まで 日間
中止理由	

様式第4号(第3条関係)

熊本市水の科学館使用許可変更申請書 年 月 日 熊本市上下水道事業管理者 様 住所(所在地) 氏名(団体名) (代表者名) 電話番号 年 月 日付け第 号で許可があった熊本市水の科学館の施設の使 用については、次のとおり変更したいので申請します。	
施 設 名	1 研修ホール 2 水の実験室
使 用 期 間	年 月 日(曜) 時から 年 月 日(曜) 時まで 日間
予 定 人 員	人
使 用 設 備	照明・机・椅子・空調(冷房、暖房)・放送設備・ビデオ設備・その 他()
駐 車 場 の 利 用	1 利用する(車種 ; 台分) 2 利用しない
変 更 理 由	

※ 変更する事項に○印をつけてください。

様式第5号(第3条関係)

熊本市水の科学館使用許可取消(停止)通知書

第 年 月 日
号

様

熊本市上下水道事業管理者 印

年 月 日付け第 号で許可した熊本市水の科学館の施設の使用については、次の理由により取消(停止)します。

理 由

様式第6号(第3条関係)

熊本市水の科学館使用変更許可書 第 年 月 日 号 様 熊本市上下水道事業管理者 印 年 月 日付で申請があった熊本市水の科学館使用許可変更については、次のとおり変更を許可します。	
施設名	1 研修ホール 2 水の実験室
使用期間	年 月 日(曜) 時から 年 月 日(曜) 時まで 日間
予定人員	人
使用設備	照明・机・椅子・空調(冷房、暖房)・放送設備・ビデオ設備・その他()
駐車場の利用	1 利用する(車種 ; 台分) 2 利用しない
変更理由	

様式第7号(第7条関係)

熊本市水の科学館建物等き損(滅失)届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 様

住所(所在地)
氏名(団体名)
(代表者名)
電話番号

熊本市水の科学館の建物等を次のとおりき損(滅失)したのでお届けします。
つきましては、熊本市水の科学館条例第7条の規定に基づき、御指示の方法によりその損害を賠償します。

日 時	年 月 日
き 損 (滅 失) し た 建 物 等	
き 損 (滅 失) の 内 容 又 は 程 度	
処 理 状 況	
備 考	

様式第1号 (第2条関係)

(平6水規程1・平17水規程12・平21上下水規程4・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(平14水規程9・平17水規程12・平21上下水規程4・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(平6水規程1・平14水規程9・平17水規程12・平21上下水規程4・
一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

(平6水規程1・平14水規程9・平17水規程12・平21上下水規程4・
一部改正)

様式第5号 (第3条関係)

(平17水規程12・平21上下水規程4・一部改正)

様式第6号 (第3条関係)

(平14水規程9・平17水規程12・平21上下水規程4・一部改正)

様式第7号 (第7条関係)

(平6水規程1・平17水規程12・平21上下水規程4・一部改正)